

高齢者施設のあれこれ（5） 「老健」ってどういうところ？

高齢者向け施設の話をしていると、時折、「老健（ろうけん）」という名前を聞くことがあります。「老健」とは「介護老人保健施設」の略称ですが、これだけ聞いてもどんな場所なのか、さっぱり分からないことでしょう。

まず分類から見ていくと、「老健」は「介護保険施設」のひとつです。「介護保険施設」とは、介護保険法に基づき、介護保険サービスを利用できる公的な入居施設で、①長期滞在を原則とした介護施設である「特別養護老人ホーム（特養）」、②リハビリを中心とした「老健」、③長期入院して療養する「介護医療院・介護療養型医療施設」の3種類があります。いずれも、要介護認定がないと利用することができません。



「老健」とは簡単に言えば、病院に入院していた方が、在宅での生活に復帰するまでの間の橋渡しのための施設です。従って、「老健」に入所中は、介護・看護といったサービスに加えて、医師のサポートを受けられること、理学療法士や作業療法士などリハビリを行うスタッフが常勤していることが特徴です。

公の介護保険施設であるため、入所時の一時金などの初期費用は不要です。入所後に月額費用として、「介護サービス費」と「生活費（居住費、食費、その他）」の支払をすることとなります。「介護サービス費」は要介護度によって定額を負担することとなり、居住費については、地域による違い、多床型（大部屋）かユニット型（個室）かによる違いなどがあります。他に、施設によって各種加算が認められていることがあります。

料金的には比較的安価に利用できる「老健」ですが、注意しなければならないことは、あくまでも長期滞在を目的としておらず、在宅復帰を支援するための一時的な療養のための施設だということです。従って、在宅復帰への目標期間として、3か月や6か月などの期限を定めて入所を受け入れるケースがほとんどです。また、長期に住み家として定める場所ではないことから、住民票を置くことができない、看取り介護ができない、などの制限のある「老健」も多いのが実際です。2017年の介護保険法改正により、「老健」の在宅復帰支援としての位置づけが、更に強化されたとも言われています。

しかし、すべての高齢者がリハビリや介護によって身体の状態が改善し、在宅で不自由なく生活ができるようになる訳ではありません。そんな状態なのに、自宅に帰らなければならないとなれば、誰もが困り果ててしまうでしょう。

「老健」にもそれぞれの施設によって特色があります。あくまでも「在宅復帰支援の中間施設」という姿勢を貫き、自宅への復帰が難しい場合には、有料老人ホーム等への転居をもって「在宅復帰」と考える場合もあれば、受け入れ期間を3か月ごとに更新していくことで事実上は長期滞在を許容し、最期を看取るところまで面倒をみてくれるところもあります。

つづく